

入 所（園） 申 込 確 認 票

次の事項について確認のうえ、□にレ点をし、署名をお願いします。

- ☐ 2人以上の申込みをする場合は、お子様1人につき1部の書類が必要です。
- ☐ 私立施設を希望される場合（第2希望以下含む。）は、事前に見学を済ませてください（見学されていない場合、入所（園）申込みをお断りする可能性があります。）。
- ☐ 入所希望児童のほかに0～5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- ☐ 出生前の児童についての申込みはできません。
- ☐ 転入予定の児童又は保護者で令和8年3月末日までにどちらも転入しなかった場合は入所できません。
- ☐ 勤務事情等により市外保育施設を申込み場合、取扱いや申請期日が異なりますので、施設の所在市町村へお問い合わせください。なお、希望する保育施設が勤務地等にあることが必要になります。また、市内施設に併願での申込みはご遠慮ください。入所期間は単年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度、申込みが必要です。
- ☐ 育児休業から復帰する予定で4月入所（園）をされる場合は、遅くとも4月末日までに職場復帰するよう調整をお願いします。就労証明書の11.復職（予定）年月日に復帰予定日を必ず記入してもらってください。慣らし保育については、内定後、施設での面談時にご相談ください。
- ☐ 育児休業中で5月以降に復帰される方は、復帰月する月の前月にお申込ください（予約はできません。）。
- ☐ 在園児で4月から認定区分を1号から2号に変更される場合、期日までに新規でお申込みください。
- ☐ 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- ☐ 第2希望以下の施設に内定通知後、内定した施設より希望順位が高い施設に空きが出たとしても、内定施設を変更することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ☐ 正式に離婚が成立していない場合は配偶者の就労証明書等が必要となります。ただし、離婚調停中や裁判中の方については裁判所からの通知書等を提出することで省略することができます。
- ☐ 期日の時点で必要書類に不足・不備がある場合は、選考の対象にならないことや選考に影響することがあります。
- ☐ 申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- ☐ 申込時から家庭の状況が変わった場合（仕事が決まった、離婚した等）、すみやかに保育幼稚園課までご連絡ください。申込期日以降の変更については、選考の指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ選考に反映します。
- ☐ 転園希望で新規申込みをする場合、新規申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設で次年度の継続利用はできなくなります。
- ☐ 正式に離婚が成立し前配偶者と住所が別の場合、ひとり親として保育料等を算定します。なお、ひとり親家庭の方が児童扶養手当を受給していない場合、離婚受理証明書等の提出が必要です。
- ☐ 同居の祖父母等がいて、支給認定保護者の総収入額が同居の祖父母等よりも少ない場合、祖父母等が家計の主宰者とみなすことがあります。その場合は祖父母等の収入を含めて保育料を決定します。お子様又は保護者がどなたかの扶養に入っている場合は、同居及び保護者の収入に関係なく、扶養者も算定に含みます。

- ☐ 入所申込を行ったが、希望施設の内定にいたらなかった場合、保留通知を発行することができません。発行を希望される場合、別途発行依頼書をご記入ください。

（希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望する方のみ）

- ☐ 連携保育施設（小規模保育園）であっても兄弟姉妹と同じ施設とみなし、入所を希望する。

（育児休業の延長を許容できる方のみ）

希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容可能である旨の意思表示が可能です。

〔☐ 意思表示をする。〕

（兄弟姉妹がⅠ号認定（新Ⅰ号認定）で在園中又は入園予定、かつ預かり保育を利用中又は利用予定の方）

令和7年10月末までに新2号又は新3号認定の申請をされると、利用調整の際に加算されます。

〔☐ 該当する。〕

（児童状況票について施設への情報提供に関する同意）

入所後、お子様一人一人に寄り添い、安心・安全に集団生活を過ごせるよう日々の保育に生かすため、提出いただいた児童状況票について、内定施設に情報提供をしてもよろしいですか。

〔☐ 同意する。〕

〔☐ 同意しません。〕

以上、確認しました。

年 月 日

保護者氏名 _____

（児童名 _____）